

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年10月20日時点

～2021年10月19日

2021年10月20日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)
第1章～第3章 (略)

別紙 IoT Connect提供条件等

1 (略)

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(A)～(C) (略)

(D) 料金プランに係るもの

区 分	内 容
従量プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定めるプロファイル基本料及びデータ通信料を適用し、データ通信料については、1の料金月における1MB単位の通信量に基づいて適用するものをいいます。 2 従量プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・TSLプロファイル ・CSLプロファイル ・NTTComプロファイル
定額プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定める定額利用料を適用するものをいいます。 2 定額プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・NTTComプロファイル

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)
第1章～第3章 (略)

別紙 IoT Connect提供条件等

1 (略)

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(A)～(C) (略)

(D) 料金プランに係るもの

区 分	内 容
従量プラン	(略)
定額プラン	1 利用料金としてWeb料金表に定める定額利用料を適用するものであって、 より特価プラン以外のもの をいいます。 2 定額プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・NTTComプロファイル

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年10月20日時点

～2021年10月19日

2021年10月20日～

備考

1～2 (略)

上り特価プラン

1 利用料金としてWeb料金表に定める定額利用料を適用するものであって、通信量上限値を上り及び下りのそれぞれの通信ごとに定めるものをいいます。

2 上り特価プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。
・NTTComプロファイル

備考

1～2 (略)

3 当社は、次の事項を上り特価プランに適用します。

(1) 当社は、上り特価プランについて、プロファイル切替無プランに限り提供します。

(2) 契約者は、その契約に基づいてプロファイルステータスが初めて利用中となった日から起算して、プロファイルステータスが廃止となった日までの期間について、Web料金表に規定する定額利用料の支払いを要します。

(3) その料金月で支払いを要する定額利用料については、次に定めるところにより算定するものとします。

A 1の料金月に、1のプロファイルステータスを利用した場合

(A) その料金月における利用日数（プロファイルステータスが利用中、中断又は休止であった日をいいます。以下、同じとします。）が20日以上の場合

定額利用料の満額の支払いを要します。

(B) その料金月における利用日数が20日未満の場合

「定額利用料÷20×利用日数」の算式で計算された額の支払いを要します。

B 1の料金月に、2以上のプロファイルステータスを利用した場合

その料金月に利用したプロファイルステータスに係る定額利用料（満額のものとして）のうち最も高い額と、それぞれのプロファイルステータスの利用日数ごとに前号に基づき計算した額を合算した額を比較して、低い方の料金を定額利用料として適用します。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年10月20日時点

～2021年10月19日

2021年10月20日～

3 当社は、次の事項を従量プラン及び定額プランに適用します。

当社は、従量プランと定額プランとの間の相互の変更及び定額プランに係るコース区分の変更の請求があったときは、その変更及び変更後のコース区分等に係る料金を、その請求日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(4) 1日においてプロファイルステータスの変更があった場合、定額利用料に係るプロファイルステータスについては次に定める通りとします。

A 1日のうちに1回でも利用中となった場合、その1日は利用中のプロファイルステータスとします。

B 1日のうち中断であった場合又は1日のうちに中断と休止の2つが混在する場合、その1日は中断のプロファイルステータスとします。

C 1日のうち常に休止であった場合、その1日は休止のプロファイルステータスとします。

(5) 当社は、上り特価プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定します。

A 通信量上限値は、Web料金表に定めるコースごとに設定します。

B 当社は、上り特価プランのプロファイルにおけるその料金月における通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。この場合において、当社は、通信量の計測及び通信の利用の制限を上り及び下りのそれぞれの通信ごとに行うものとします。

C その料金月において、上り又は下りの通信量の合計がそれぞれの通信量上限値に満たない場合が生じたときは、その差分をもう一方の通信方向に係る通信に充当すること及び翌料金月への繰り越しをすることはできません。

(6) 当社は、利用の公平性を確保すること及び当社の設備を保護することを目的として、上り特価プランの利用における通信の利用を制限する場合があります。

4 当社は、次の事項を従量プラン、定額プラン及び上り特価プランに適用します。

(1) 当社は、次に掲げる変更に関し、請求を受け付けるものとします。

A 従量プランと定額プランとの間の相互の変更

B 定額プランに係るコース区分の変更

C 上り特価プランに係るコース区分の変更

(2) 当社は、前項に定める変更の請求があったときは、その変更及び変更後のコース区分等に係る料金を、その請求日を含む料金月の翌料金月から適用します。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年10月20日時点

～2021年10月19日

2021年10月20日～

(E) 接続タイプに係るもの

区 分	内 容
インターネット接続タイプ	閉域接続タイプ以外のもの
閉域接続タイプ	当社のFlexible InterConnectへ接続可能なもの
備考	
1 当社は、閉域接続タイプについて、プロファイル切替無プランに限り提供します。	
2～4 (略)	

(F) 移動無線装置の販売に係るもの

- a 当社は、契約者から請求があったときは、契約者がIoT Connect Mobile Type Sに係るSIMカードを利用するための移動無線装置（備品等を含みます。以下、この(F)において同じとします。）を販売します。この場合において、販売する移動無線装置の機種及び販売価格は、[次表](#)に定めるとおりとします。

機 種	単 位	料 金 額
AX220型	1台ごとに	24,800円 (27,280円)
RX220型	1台ごとに	45,000円 (49,500円)

b～d (略)

B (略)

(2) (略)

(E) 接続タイプに係るもの

区 分	内 容
インターネット接続タイプ	閉域接続タイプ以外のもの
閉域接続タイプ	当社のFlexible InterConnectへ接続可能なもの
備考	
1 当社は、閉域接続タイプについて、プロファイル切替無プラン(上り特価プランに係るものを除きます。)に限り提供します。	
2～4 (略)	

(F) 移動無線装置の販売に係るもの

- a 当社は、契約者から請求があったときは、契約者がIoT Connect Mobile Type Sに係るSIMカードを利用するための移動無線装置（備品等を含みます。以下、この(F)において同じとします。）を販売します。この場合において、販売する移動無線装置の機種及び販売価格は、[Web料金表](#)に定めるとおりとします。

b～d (略)

B (略)

(2) (略)